

## 人権理事会開催の予定

2020/06/12

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 43 会期が 6 月 15～19 日に開催される。一般討論では、人権機関・制度、普遍的定期審査制度、パレスチナその他のアラブ被占領地、ダーバン宣言・行動計画のフォローアップ・実施、技術的支援・能力構築が取り上げられる。また、コンゴ民主共和国、マリ、ウクライナ、リビア、アフガニスタン、中央アフリカの状況も討議され、18・19 日に決定・決議が行われる予定である。人権理事会第 43 会期は 3 月 13 日に休会になっていたが、その後非公式のバーチャル会議で、4 月 9 日に COVID-19 の世界の人権への影響について人権高等弁務官と討議し、4 月 30 日に COVID-19 における人権手続担当者の活動について特別手続担当者調整委員会の代表と討議を行ってきた。人権理事会は、世界中の人権の促進・保護を強化し、人権侵害状況に対処し勧告を行うものとして 2006 年 3 月に設立された。47 カ国から成り、現在は日本も理事国を務めている。